

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)3月9日

提出者 町田市長 稲垣 康 治

町田市下水道条例の一部を改正する条例

町田市下水道条例（平成6年12月町田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「町田市排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長以外の法第4条第1項に規定する公共下水道管理者の指定を受けた者（以下「その他指定工事店」という。）に当該工事を行わせる必要があると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(町田市排水設備工事指定工事店等の義務)</p> <p>第8条の5 町田市排水設備工事指定工事店<u>（第8条ただし書の規定により、その他指定工事店が工事を行う場合にあつては、当該その他指定工事店）</u>は、下水道に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事を施行しなければならない。</p> <p>(排水設備工事責任技術者等の義務)</p> <p>第8条の10 排水設備工事責任技術者<u>（第8条ただし書の規定により、その他指定工事店が工事を行う場合にあつては、当該その他指定工事店が排水設備工事責任技術者に相当する技能を有するものとして選任する者）</u>は、下水道に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理及び施行に当たらなければならない。</p>	<p>(排水設備の工事の施行)</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、市長の指定を受けた者（以下「町田市排水設備工事指定工事店」という。）でなければ行ってはならない。</p> <p>(町田市排水設備工事指定工事店の義務)</p> <p>第8条の5 町田市排水設備工事指定工事店は、下水道に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事を施行しなければならない。</p> <p>(排水設備工事責任技術者の義務)</p> <p>第8条の10 排水設備工事責任技術者は、下水道に関する法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、排水設備の新設等の工事に関する技術上の管理及び施行に当たらなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。